

特定開発許可（土砂災害防止法）の 窓口が一部の地域で変わります

多摩の一部の地域において、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第10条に係る特定開発許可の申請を、開発許可の窓口で受け付けます。

令和3年3月まで

特定開発行為の所在地	申請窓口
都内すべての地域	東京都都市整備局 市街地整備部 区画整理課（都庁第二本庁舎）



令和3年4月から

特定開発行為の所在地	申請窓口
立川市、青梅市、昭島市、日野市、 国分寺市、国立市、福生市、 東大和市、武蔵村山市、羽村市、 あきる野市、瑞穂町、日の出町、 檜原村、奥多摩町	東京都 多摩建築指導事務所 開発指導第一課（立川合同庁舎） 042-548-2037
武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、 小金井市、小平市、東村山市、 狛江市、清瀬市、東久留米市、 多摩市、稲城市、西東京市	東京都 多摩建築指導事務所 開発指導第二課（府中合同庁舎） 042-364-2386
町田市	町田市 都市づくり部 建築開発審査課 開発審査係 042-724-4395
23区、八王子市、島しょ	東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課（都庁第二本庁舎） 03-5320-5132

（お問い合わせ先）
東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課
03-5320-5132